

審査基準整理票

処 分 名	大津市民会館の指定管理者の指定		
根拠法令名	大津市民会館条例		(条項)第10条第3項
基準法令名	大津市民会館条例		(条項)第10条第3項
所管部署名	市民部 文化・青少年課 文化振興係		
標準処理期間	120 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市民会館条例第10条第3項各号に規定するとおりとする。</p> <p>[根拠法令等] 大津市民会館条例 (指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定管理者を指定するものとする。</p> <p>(1) 会館の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (2) 会館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。 (3) 会館の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。